

刑訴法

21

次は、緊急逮捕の手續に関する記述であるが、妥当なのはどれか。

- (1) Aを職務質問したところ、明らかに窃盗の罪を犯していると認められたので、裁判官の逮捕状を求めるいとまがないことを告げただけで、Aを緊急逮捕した。
- (2) 隣県から恐喝の罪で手配中の被疑者を、職務質問により発見したので、逮捕するため逮捕状の有無について隣県に照会したところ、逮捕状の有効期間が切れていることが判明したため、逮捕を断念した。
- (3) 3日前の窃盗事件の被疑者を発見したので、罪名と緊急逮捕の必要性だけを告げて被疑者を緊急逮捕した。
- (4) 犯罪事実の要旨と、逮捕状を請求するいとまがない旨を被疑者に告げて緊急逮捕しようとしたところ、被疑者は「犯罪事実をもっと具体的に示せ、違法逮捕だ」と主張したが、そのまま被疑者を緊急逮捕した。
- (5) 窃盗の罪を犯した被疑者を緊急逮捕しようとしたところ、急に逃走したのでこれを追跡逮捕したが、逮捕理由の告知を忘れ、警察署に引致してから告げた。

刑訴法

22

次のうち、緊急逮捕をすることができる罪として、正しいのはどれか。

- (1) 住居侵入罪
- (2) 殺人予備罪
- (3) 暴行罪
- (4) 過失致死罪
- (5) 遺失物等横領罪

刑訴法

23

次は、検証と実況見分に関する記述であるが、正しいのはどれか。



- (1) 検証も実況見分も共に、五官の作用により、犯罪の現場その他犯罪に関係のある場所、身体又は物について客観的に認識し、事実を調べる行為であり、証拠法上は、検証によって得た証拠の方が証拠能力は高い。
- (2) 検証の実施には検証許可状の発付が必要であり、無令状で検証を実施できる場合はない。
- (3) 検証及び実況見分を実施する場合において必要があれば、刑訴法112条に基づき、執行中の出入禁止処分を行い得る。
- (4) 検証に関する必要な処分は、検証の目的を達するのに必要最小限の範囲で、相当な方法によるものでなければならない。
- (5) 身柄を拘束されている被疑者の指紋・足型の採取、身長・体重の測定、写真撮影等は、一種の身体検査の範囲に含まれることから、身体検査令状が必要である。

総・警務

24

次は、定年引上げ制度に関する記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 定年は、令和5年4月に61歳に引き上げられ、以後2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げられる。
- (2) 警察官も一般職員も、警部(同相当職)以上の管理監督職の職員が一律で警部補(同相当職)に降任する。
- (3) 60歳に達した職員の俸給月額、60歳前の俸給月額に維持される。
- (4) 60歳以後に退職した者の退職手当は、ピーク時特例により、60歳で退職した場合と同様に算定される。
- (5) 任命権者は、60歳に達する職員に対し、その前年度に、60歳以後の制度に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思(又は退職の意思)を確認する。

行う(刑訴法210条1項)。よって、刑訴法上は、司法巡査も緊急逮捕状を請求できる。

- (5) 正しい。被逮捕者の引致を受けた司法警察員の権限で行う手続である。犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知、弁解の機会の付与、留置要否の判断、留置した際の送致手続、等を行わなければならない(刑訴法203条1項)。

刑訴法 19 緊急逮捕

- (1) 正しい。 枝文のとおり(犯捜規120条3項)。緊急逮捕は、逮捕状の発付があって適法となるものであり、逮捕が適正に行われたことを裁判官が審査する必要があるため、請求しなければならない(LG刑事訴訟法第9版 p. 167)。
- (2) 正しい。 緊急逮捕状を請求する資料は、緊急逮捕をした時に存在した資料によらなくてはならないため、枝文の場合は、傷害の被疑事実で逮捕状の請求をする。なお、この場合、送致時までには罪名を変更し、傷害致死罪(刑法205条)で送致する。
- (3) 正しい。 緊急逮捕することができるのは、「死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる罪」である。
- (4) 正しい。 緊急逮捕における嫌疑の十分性とは、通常逮捕の場合の「相当な理由」よりも高度の嫌疑であることを意味しているが、直ちに有罪判決を言い渡すことができる程度に嫌疑が濃厚であることまでは必要ない。
- (5) 誤り。 直ちに送致しなければならない旨の規定はない。緊急逮捕後の手続は、通常逮捕後の手続が準用される(刑訴法211条)ため、刑訴法203条1項により司法警察員が留置の要否を判断し、引き続き留置の必要があると認めたときに身柄付送致をすることになる。逮捕の理由となった事実が罪を構成しないことが明白となるなど、身柄留置の必要性がなくなった場合は、被疑者を釈放しなければならない。

刑訴法 20 緊急逮捕の手続

- (1) 正しい。 枝文のとおり。ただし、犯捜規では、指定司法警察員又は当該逮捕に当たった警察官がこれを行うことを原則とし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官によることとされている(犯捜規120条1項)。
- (2) 正しい。 緊急逮捕の実質的要件の1つとして、「逮捕の緊急性」が要求されて

いる。枝文の場合は、緊急性の要件が充足されていないため、緊急逮捕は許されない。

- (3) 正しい。 緊急逮捕の手続については、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続を行わなければならない(刑訴法210条1項)。よって、枝文の場合も必ず令状の請求を直ちに行うべきである。また、逃走被疑者を再び逮捕する場合は、通常逮捕状を請求して逮捕するか、再び緊急逮捕するかのいずれかの方法によると解される。
- (4) 正しい。 緊急逮捕については、被疑者逮捕の時点までの資料により、被疑者がある一定の重要な罪を犯したと疑うに足りる十分な理由を疎明しなければならない。一般に、緊急逮捕状請求の疎明資料となるのは、被害届、実況見分調書、犯行の目撃者調書、緊急逮捕前に自白した内容を記載させた上申書等である。
- (5) 誤り。 緊急逮捕の場合において、逮捕状が得られなかったときは、原則として差し押さえた物を直ちに還付しなければならない(刑訴法220条2項)。

刑訴法 21 緊急逮捕の手続

- (1) 妥当でない。 逮捕の緊急性・必要性のみを告げたとする枝文は妥当でない。逮捕する際の告知は、「急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができない」旨のほか、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由も告知しなければならない。
- (2) 妥当でない。 枝文の場合、逮捕状の緊急執行をすることはできないが、照会結果が判明した時点で緊急逮捕の要件と必要性があれば、改めて同一被疑者を同一の被疑事実により緊急逮捕することが可能である。
- (3) 妥当でない。 枝文の場合、罪名と緊急逮捕の必要性に加え、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由も告知しなければならない。
- (4) 妥当。 被疑者に対する告知の程度は、逮捕の緊急性という点において「逮捕状の緊急執行」と趣旨は共通する。いつ、どこで、何をしたこと逮捕されるのかということを被疑者が理解できる程度に告知すれば足り、被疑事実の要旨の一切を逐一告げる必要はない(東京高判昭28. 12. 14)。
- (5) 妥当でない。 枝文の場合、被疑者の身柄を確保し終えてからすぐに被疑者に逮捕理由の告知をするべきであったのに、警察署に引致後に告知を行っており、正当な緊急逮捕手続とは認められない(大阪地決昭35. 12. 5)。

トピックス 詐欺、経済関係事犯等



3

甲男は、乙男と共謀の上、高齢者からキャッシュカードをだまし取ろうと企て、甲男が1人暮らしのA女(80歳)に電話をかけ、「〇〇銀行の者です。警察から、あなたの口座が犯罪組織に悪用されているとの連絡がありましたので、口座を凍結しました。凍結解除の手続が必要ですので、今からキャッシュカードの回収に伺います」との虚偽の事実を告げた上、乙男と共にA女方へ向かった。A女方付近に差し掛かったところで、甲男は、乙男に対し「俺、やっぱりやめる」と告げ、乙男の承諾を得た上、同所を離れたが、乙男は銀行職員を装って1人でA女方を訪問し、A女からキャッシュカードをだまし取った。

乙男は詐欺罪の刑責を負うところ、甲男の刑責について述べなさい。

詐欺罪と共同正犯【事例】

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 問題の所在
 - 3 共同正犯
 - 4 共犯からの離脱
 - 5 事例の検討

答案例

1 結論

甲男は、詐欺罪の共同正犯の刑責を負う。

2 問題の所在

事例における甲男の離脱行為が「共犯からの離脱」に該当するか否かが、甲男が詐欺罪の共同正犯の刑責を負うか否かの分かれ目となるため、その成否が問題となる。

3 共同正犯

(1) 意義

2人以上の者が共同して犯罪を実行した場合をいう(刑法60条¹⁾)。共同正犯が成立すると、実行行為の一部しか行わなかった者であっても、正犯として、生じた結果の全てについて責任を負うことになる(一部実行の全部責任の原則)。

(2) 共謀共同正犯

2人以上の者が、特定の犯罪を行うため、共同意思の下に一体となって、互いに他人の行為を利用し、各自の意思を実行に移すことを内容とする謀議を行った

上、共謀に基づいて、少なくとも1人が実行行為をすれば、実行行為に出なかった者も含めて全員が共同正犯となる²⁾。

4 共犯からの離脱

(1) 意義

共犯関係にあった共犯者の1人が、犯行の途中で関与から離脱することをいう。共犯関係から途中で離脱した後については、責任を負わない。

(2) 離脱の要件

ア 実行着手前の離脱

犯罪の実行に着手する前に、他の共謀者に対して、離脱する旨の意思を表示し、他の共謀者がこれを了承した場合は、離脱が認められる³⁾。

イ 実行着手後の離脱

既に犯罪の実行に共に着手した場合、共犯者においてなお犯行を継続するおそれを消滅させるという結果の発生を防止するための積極的な措置を講じなければ、離脱は認められない⁴⁾。

5 事例の検討

- (1) 甲男は、A女からキャッシュカードをだまし取ろうと電話をかけ、虚偽の事実を告げていることから、詐欺罪の着手が認められる。
- (2) 甲男は、A女方付近に差し掛かったところで、乙男の承諾を得た上で離脱しているが、乙男に対して犯行を思いとどまるように説得するなどの結果発生を防止するための積極的行為をしていないので、「共犯からの離脱」は認められない。
- (3) 以上により、甲男は、詐欺罪の共同正犯の刑責を負う。